

入園後の手続について＜利用案内（入園後）＞

入園後、こんなときは次の手続きが必要です。

- 書類は、園又は市窓口へ提出してください。
- 手続の際、本人確認書類が必要です（郵送の場合は写しを提出してください）。
 - ※本人確認書類 …… 申請者（手続する方）の A 又は B の書類
 - A 運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）など顔写真付き公的身分証明書：1点
 - B 顔写真なしの場合は年金手帳、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書など：2点
 - ※入園している保育所等に提出する場合、本人確認書類の提出は不要です。
- 手続や提出が遅れる場合は、市へ**必ず**連絡をしてください。

正当な理由なく変更の手続を行わないとき、又は保育を必要とする事由に該当しなくなっていたときは、子ども・子育て支援法第24条により、認定を取り消す場合があります。

支給認定証の有効期間が終了するとき

- 3号認定の児童が3歳を迎え、**2号認定になるときの手続は不要**です。
 - ⇒園を通じて、新しい支給認定証を交付します。
 - 3号認定の支給認定証は、園又は市窓口へお返しください。
- 保育を必要とする事由が**出産・求職活動・就学・職業訓練・育児休業**の場合
 - ⇒**有効期間終了月の20日まで**に、認定の変更の手続をしてください。
 - ・有効期間終了後は、保育所等の利用ができなくなります。
 - ・育児休業の事由による継続利用は、育児休業対象児が2歳に達する月の末日が限度となります。（ただし翌年度に就学を控えている場合は就学前まで）



保育を必要とする事由が変わるとき

教育・保育給付認定申請書兼現況届・支給認定証と一緒に、次表の添付書類を提出してください。
 ※保育を必要とする事由がなくなったときは、退園の手続が必要です。

状況	変更後の事由	必要な書類 利用案内8～9ページ (教育・保育給付認定申請書兼現況届・支給認定証の他に必要なもの)	提出期限
○新たに就労したとき	就労	就労証明書（兼産休・育休証明書）など	有効期間終了月の20日
○退職して求職活動をするとき	求職活動	求職活動申立書	すみやかに
○出産予定があるとき	出産	母子健康手帳の出産予定日の記載があるページ（写し）	出産予定月の3か月前の月の20日
○出産後 ⇒育児休業を取得するとき	育児休業	就労証明書（兼産休・育休証明書）など ※産休・育休前と同じ就労先に復職するときは、 産前産後休暇・育児休業・復職日 の記載が必要です。	出産日から起算して8週間を経過する日が属する月の20日
○出産後 ⇒復職するとき	就労	就労証明書（兼産休・育休証明書）など ※産休・育休前と同じ就労先に復職するときは、 産前産後休暇・復職日 の記載が必要です。	
○出産後 ⇒求職活動をするとき	求職活動	求職活動申立書	

証明書類に期限があるとき

- 証明書類の**期限が終了する前**に、期間更新後の証明書類を提出してください。
 （証明書類の期限の例）就労証明書の就労期間、職業訓練の訓練期間、診断書の治療期間 など

保育利用時間（保育必要量）を変更するとき

- 変更申請の翌月1日から変更となります。
- 保育短時間から保育標準時間へ変更するときは、事由に応じた証明書類が必要です。

入園後の手続について＜利用案内（入園後）＞

転園・退園のとき

【転園】

認定状況により申請書類が異なります。

転園希望日に応じた申込締切日までにご手続してください（転園決定後は現在の園に戻ることはできません）。

詳しくは、八戸市ホームページをご覧ください。こども未来課へお問い合わせください。

【退園】

2・3号認定…月末です。

認定内容や世帯状況が変わったとき

○認定内容は、申請の翌月から変更となります。

（※）…保育料が変更となる場合がありますので、すみやかにお手続きをしてください。

状況	必要な書類	
○認定内容の変更（保育事由・保育利用時間・有効期間など）	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・支給認定証 ・事由に応じた証明書類	
○2号認定⇒1号認定への変更	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ※園が変わる場合は、教育・保育給付認定取消申請書も必要です。 ※必ず園へ提出してください。	
○認定の取消し（保育申込取下げ） ○新制度へ移行していない幼稚園へ転園 ○退園 ○市外転出（転出後も現在の園を継続して利用する場合を含む）	・教育・保育給付認定取消申請書 ・支給認定証	
○ひとり親となった（※）	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・支給認定証 ・全部事項証明書（戸籍謄本）	
○ひとり親だったが結婚した（※）	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・支給認定証 ・配偶者の就労証明書等 ・配偶者が転入者の場合、前市町村の市町村民税額がわかる書類	
○祖父母と同居・別居となった（※）	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・保護者の所得により、保育料の算定において祖父母の市民税額が合算される場合があります。詳しくは市へお問い合わせください。	
○障がい者（児）と同居・別居となった（※） ○同居者に身体障害者手帳等が交付・返還となった（※）	同居・交付	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・次のいずれかの書類（写し） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護（療育）手帳 ・特別児童扶養手当 障害認定通知書等 ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
	別居・返還	・教育・保育給付認定申請書兼現況届
○住所が変わった（※）	・教育・保育給付認定申請書兼現況届又は支給認定変更届 ・支給認定証	
○同居者が増えた・減った（※）	・教育・保育給付認定申請書兼現況届 ・支給認定証	
○支給認定証の再発行	・支給認定証再交付申請書	

園等で実施している子育て支援・保育サービス

※利用申込や料金等については、実施している園へお問い合わせください。

延長保育	保育時間を延長して児童を預かります。
一時預かり	認定こども園(教育)・幼稚園…通常就園時間を超えて在園児を預かります。 認定こども園(保育)・保育所…普段、園を利用していない児童を一時的に預かります。
休日保育	日曜・祝日等に児童を預かります。
病児保育	当面症状の急変は認められないものの、児童が病気の回復期に至っておらず 集団保育が困難なとき、病児保育室（小児科医院併設）で預かります。
病後児保育	児童が病気の回復期にあるものの、集団保育が困難なとき、病後児保育室で預かります。
障がい児保育	障がいのある児童の健全な社会性の成長発達を促すため、健常児とともに集団保育を行っています。
地域子育て支援センター	普段、園を利用していない児童とその保護者を対象に、育児相談や親子遊び、季節行事の開催、子育て情報の提供等を行っています。